

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和六十
二年四月一日から適用する。

附 則 (昭和六三年五月二日法務省令
第二五号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和六十
三年四月一日から適用する。

附 則 (平成元年六月五日法務省令第三
〇号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成元年
四月一日から適用する。

附 則 (平成二年六月八日法務省令第二
六号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成二年
四月一日から適用する。

附 則 (平成三年四月二〇日法務省令第
一六号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成三年
四月一日から適用する。

附 則 (平成四年四月一〇日法務省令第
一九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成四年
四月一日から適用する。

附 則 (平成五年四月一日法務省令第一
六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年六月二四日法務省令第
三四号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成六年
四月一日から適用する。

附 則 (平成七年三月三〇日法務省令第
二七号)

この省令は、平成七年四月一日から施行す
る。ただし、第六条の改正規定は、平成六年九
月一日から適用する。

附 則 (平成八年五月二一日法務省令第
三八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成八年
四月一日から適用する。

附 則 (平成九年四月一日法務省令第二
九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月九日法務省令第
二七号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成十年
四月一日から適用する。

附 則 (平成一一年三月三〇日法務省令
第二七号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一二年三月二八日法務省令
第一八号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一三年四月一七日法務省令
第五〇号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成十三
年四月一日から適用する。

附 則 (平成一四年四月一〇日法務省令
第三二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成十四
年四月一日から適用する。

附 則 (平成一八年三月三一日法務省令
第四四号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一九年四月二七日法務省令
第三二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成十九
年四月一日から適用する。

附 則 (平成二〇年四月一日法務省令第
二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月三〇日法務省令
第四二号)

この省令は、更生保護法(平成十九年法律第
八十八号)の施行の日(平成二十年六月一日)
から施行する。

附 則 (平成二二年四月二二日法務省令
第二〇号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成二十
二年四月一日から適用する。

附 則 (平成二五年五月一六日法務省令
第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年四月一日法務省令第
一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年九月三〇日法務省令第
三八号)

この省令は、令和元年十月一日から施行す
る。